

令和5年度第16回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年11月21日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線2483〕

① 件名
石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、一体の計画として3年ごとに策定しているが、令和5年度をもって現計画期間が終了する。</p> <p>【目的】</p> <p>障害者施策の動向や福祉ニーズの変化を踏まえ、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスを提供するため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>障害者総合支援法（平成17年法律第123号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第3章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく暮らせるまち 第3節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う 2 相談・地域生活支援体制を構築する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和5年 5月 令和5年度第1回石巻市障害福祉推進委員会開催（アンケート調査案） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針（国の基本指針）の改正</p> <p>6月 障害者福祉に関するアンケート調査の実施</p> <p>8月 令和5年度第2回石巻市障害福祉推進委員会開催（計画骨子案）</p> <p>9月 障害者団体へのヒアリング</p> <p>10月 令和5年度第3回石巻市障害福祉推進委員会開催（計画案） 石巻市女川町自立支援協議会全体会にて計画案の協議</p>

⑤ 主な内容	
1	基本理念 誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり
2	計画期間 令和6年度～令和8年度(3年間)
3	令和8年度における成果目標等 国の基本指針に基づき、本市の実情等を勘案し設定した。 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (8) 発達障害者等に対する支援
4	重点事業 「第4次障害者計画」の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定した。 (1) 広報・啓発活動の推進 (2) 相談機能の充実 (3) 障害福祉サービスの充実 (4) 障害児通所支援サービス充実 (5) 障害者就労施設等からの物品購入等の推進 (6) 雇用・就労の促進 (7) 移動支援系(行動援護・同行援護・移動支援)サービスの充実
5	障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量と確保の方策 利用実績の推移、障害のある人等のニーズ等を勘案し、利用者数や利用量の見込を設定し、その見込量の確保のための方策を定めた。 ※ 詳細は別添のとおり
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)	
【影響・効果】 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施が確保されることにより、障害者等の自立及び社会参加の促進が図られる。	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
全国の市町村で、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、計画期間を3年とする「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定している。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和6年1月	令和5年度第4回石巻市障害福祉推進委員会開催(パブリックコメントの実施について)
1月 ～2月	パブリックコメントの実施
2月	令和5年度第5回石巻市障害福祉推進委員会開催(最終案)
3月	石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定
⑨ その他	